



後期高齢者医療制度 75歳以上の方と 65～74歳で一定の障がいのある方へ

一定以上の所得がある後期高齢者医療被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります。

令和4年10月1日から、窓口負担が3割の方を除き、一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担が2割になります。

令和4年9月30日まで(現行の制度)

現役並み所得者ではない、かつ
住民税非課税世帯ではない方

1割負担

令和4年10月1日から

現役並み所得者ではない、かつ
住民税非課税世帯ではない
一定以上の所得がある方

2割負担

※住民税非課税世帯は基本的に1割負担となります。
※詳しくは、右ページでご確認ください。

医療費の一部負担金について



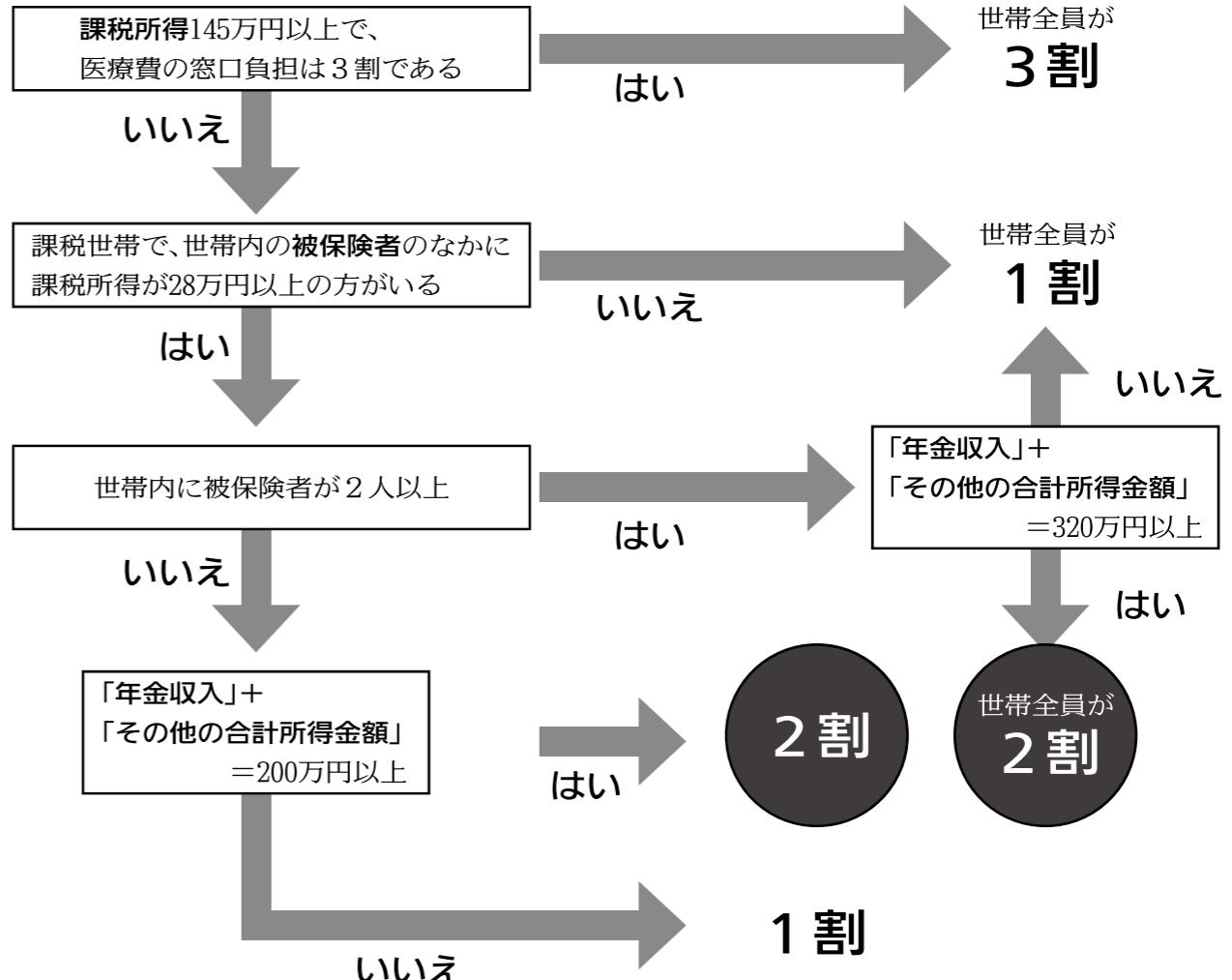
国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方が医療機関などで負担する一部負担金について、支払い義務を負う世帯主が災害や失業などの理由、または特別な事情で支出が著しく増加して生活することが困難になった場合、申請することで減免や微収猶予となることがあります。

問合せ
医療保険係 ☎32-2214

【減免の該当要件】

- ①災害などによる死亡、障がい者となったり、資産に重大な損害を受けたりしたとき
- ②自然災害による農作物の不作、不漁などで収入が減少したとき
- ③事業の休廃止、失業などで収入が著しく減少したとき
- ④上記の事由に似た事由があったとき
- ⑤特別な事情で支出が著しく増加したとき
(国民健康保険のみ)

医療費の窓口負担割合早見表



「被保険者」とは

75歳以上の方と、65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定された方



「課税所得」とは

住民税納税通知書の「課税標準の額」。
※前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険控除など)を差し引いた後の金額

「年金収入」とは

遺族年金や障害年金は含みません。

「その他の合計所得金額」とは

「年金収入」以外の事業収入や給与収入などをから、必要経費や給与控除などを差し引いた後の金額。
※給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。